

事務連絡
令和8年5月30日

各道県鳥獣行政担当部局長 殿

環境省自然環境局野生生物課
鳥獣保護管理室長

北海道、青森県、岩手県及び秋田県における高病原性鳥インフルエンザに係る
野鳥サーベイランスの対応レベルの引き下げについて

「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」では、5月以降に高病原性鳥インフルエンザの発生が継続していない地域（発生都道府県及び陸地で隣接する都道府県）については、野鳥サーベイランスにおける対応レベルを「対応レベル1」に引き下げることとされています。

青森県東北町における高病原性鳥インフルエンザの検出（家きん国内24例目）を受け、令和8年4月22日（水）に野鳥監視重点区域を指定し、野鳥監視を強化してきましたが、その後、野鳥の大量死等の異常は確認されなかったため、令和8年5月29日（金）24時に当該区域を解除しました。

これに伴い、高病原性鳥インフルエンザの発生が継続していない地域に青森県、岩手県及び秋田県が該当することから、当該3県における野鳥サーベイランスの対応レベルを本日付で「対応レベル1」に引き下げましたのでお知らせいたします。

また、全国で指定している野鳥監視重点区域が1箇所（北海道）となったことから、北海道における対応レベルを「3」から「2」に引き下げました。

引き続き貴道県管内において、高病原性鳥インフルエンザに係る情勢の変化が見られた場合には、速やかに地方環境事務所等又は鳥獣保護管理室までお知らせいただきますようお願いいたします。

<本件連絡先>
環境省自然環境局野生生物課
鳥獣保護管理室
担当者名：白出、田中
TEL：03-5521-8285
(休日：090-8940-8582)
Mail：SHOTARO_SHIRADE@env.go.jp
NANAMI_TANAKA@env.go.jp